

高知県漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領

1. 目的

この要領は、漁港及び漁港海岸の施設整備又は、漁場の施設整備の工事を行う場合、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を監理する者（以下「施工環境監理者」という。）を配置することにより、環境保全に配慮した円滑な施工を確保することを目的とする。

2. 施工環境監理者の業務

施工環境監理者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 周辺海域の自然環境に対する検討
- (2) 周辺海域の水生生物の生息環境に対する検討
- (3) 関係機関との連絡調整

3. 施工環境監理者の配置

請負者は技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者、又は、社団法人大日本水産会を代表とする共催3団体の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者を施工環境監理者として配置するものとする。

なお、施工環境監理者に上記技術者を配置できない場合は、これと同等以上の能力と経験を有する者を配置できるものとする。

4. 実施体制の表示

請負者は、施工計画書に施工環境監理者の氏名及び登録番号等を記載し、技術士、技術士補または水産工学技士資格者証の写し、若しくは「同等以上の能力と経験を有する」ことを確認できる書面を添付するものとし、これに変更が生じた場合は、遅延なく書面により監督職員にその旨を届けるものとする。